

中国生乳販連と生産者との直接契約に関する Q&A

中国生乳販連

- 1) Q: 中国生乳販連との直接契約は、会員農協の組合員であれば誰でもできますか？
A: 出資関係（間接出資）がありますので、会員の組合員であれば、誰でも直接契約を行う権利を有しています。
- 2) Q: 会員農協を通さない生乳受託販売契約を行う事で、農協手数料は軽減されますか？
A: 中国生乳販連では、乳質事故時の対応など含め会員農協に業務を委託します。その業務委託費は会員の手数料相当となっていますので、実質的な経費の負担は変わりません。
- 3) Q: 直接契約によってプール乳価や集送乳経費の負担はどうなりますか？
A: 直接契約でも生乳共同販売体制（生乳共販）により運営を行いますので、農協を通じた販売と乳価や経費負担に変更はありません。
- 4) Q: 会員農協から奨励措置を受けていますが、直接契約した場合に、会員農協から奨励措置を受ける事はできますか？
A: 会員農協を通じた生乳の委託販売で取り扱われていますので、会員農協を通さない場合は、奨励措置を受けられなくなる可能性があります。所属の会員農協にお問合せ下さい。
- 5) Q: 直接契約した場合の集乳は、中国生乳販連が別に行う事になりますか？
A: 経費の掛からない合理的な集乳を行う必要から、集乳業務も会員農協に委託することとなります。経営規模の格差により対応が変わる可能性はありますが、区別して集乳する事は考えていません。
- 6) Q: 直接契約した場合には、中国生乳販連から乳代金が振り込まれるのですか？
A: 乳代の振り込みも会員農協に委託することとなりますので、会員農協から振り込みされます。
- 7) Q: 直接契約した場合、中国生乳販連の主催する生乳受託販売委員会には出席できますか？
A: 出席することはできません。委員の選出は会員農協から推薦された者に限られます。
- 8) Q: 会員農協を脱退して、中国生乳販連と生乳受託販売契約は行えますか？
A: 出資関係が無くても、員外利用として受託契約することができます。その場合にあっては、販売業務や集乳業務等に関しては、会員農協に業務委託することになります。また、必要経費に加えて員外手数料を頂くこととなります。